

## 本ワーキンググループにおける検討の進め方

### 1. 検討すべき主な論点

風力発電設備に関する電気事業法への審査一本化については、建築基準法による規制と同等の規制を電気事業法において課す必要がある。本ワーキンググループでは、建築基準法と電気事業法の同等性に関し主に技術的観点から検討を行うこととするが、検討すべき主な論点は、以下のとおり大きく三点ある。

#### (1) 経済産業省における構造強度に関する審査の可否

風力発電設備の支持構造物の構造強度に関しては、電力安全小委員会資料6ページのとおりに検討を進める。

#### ① 現行建築基準法の技術基準等による監督部の審査能力の確認

建築基準法においては、高さ60メートル超の風力発電設備については、その振動性状が複雑であるため構造安全性の検証を精密に行う必要があり、高度な構造計算（時刻歴応答計算）により安全性を検証する仕組みとなっており、検証の体制としては、構造方法について、学識経験者を評価員とする指定性能評価機関による評価の後に、国土交通大臣が認定を行うこととなっている。

本ワーキンググループでは、まず、産業保安監督部において、現行の建築基準法における構造強度に関する基準で審査が可能かどうかを検証する。現行基準に変更がなされなければ、保安水準低下のおそれもなく、また事業者の設計方法の変更の必要も発生せず、電気事業法への一本化も速やかに行うことができるなど、事業者にとってのメリットも大きいと考えられるため、電気事業法の保安体系との整合性が保てる限りにおいて、望ましい方法であると考えられる。

その際、産業保安監督部において土木工学や建築工学に関する基礎的知見を持った職員が少ないことを考慮した上で、一定の研修を行うことや審査マニュアルを策定することなど、審査を可能かつ容易にする方策についても併せて検討する。

また、基本的には、現在の建築基準法における構造強度に関する基準を満足する民間規格である土木学会「風力発電設備支持構造物構造設計指針・同解説」（2010年版）（以下、「土木学会指針」という。）に基づく審査が可能であるかどうかを検証することとする。ただし、着床式洋上風力発電設備や、液状化のおそれがある等の軟弱な地盤に設置されるものなど、一部の特殊な風力発電設備に関しては、専門家による審査体制の構築を検討することとする。

なお、建築基準法における構造強度に関する基準に関しては、閣議決定に基づき国土交通省において見直しの検討が進められているため、その検討状況を考慮しながら本WGでの検討を進めることが重要である。

## ②審査基準の選定・改良

①の検証・検討の結果、産業保安監督部において現行の建築基準法における構造強度に関する基準での審査が不可能であるとの結論が得られた場合、保安水準を低下させないことを大前提としつつも、産業保安監督部で審査可能な審査基準を検討する。

具体的には、土木学会指針以外の民間規格の採用の検討、又は電気事業法の規制体系になじむ審査基準の策定の検討を行う。

後者については、現在建築基準法の適用除外となっており電気事業法のみで審査を行っている送電鉄塔に関する審査基準を参考に、風圧荷重を中心とした技術基準とできないかを検討する。その際、規制効果として建築基準法と同等の規制と認められるかどうかについても、国土交通省と調整しながら、検討する必要がある。

## ③内部の審査体制について検討（事務局で検討）

②の検討の結果、建築基準法と同等の保安水準を保った審査基準の選定・改良が不可能であるとの結論が得られた場合、現行の建築基準法における構造強度に関する基準で審査可能な能力を持つ者を経済産業省に配置することを検討する必要があるが、行政内部における手続きに関することであるため、事務局において検討する。

## ④外部審査機関の活用（電力安全小委員会で検討）

①～③までが十分に実現できない場合、建築基準法における指定性能評価機関と同様の外部審査機関の創設等を検討する。

外部審査機関の創設に関しては、電気事業法の改正が必要であり、技術的観点のみならず、制度設計や行政事務に関するより広範な観点からの検討が必要となるため、電力安全小委員会で審議することが妥当。

### （2）構造強度以外の基準に関する同等性

建築基準法においては、構造強度に係る基準以外にも、避雷設備や昇降機、使用する材料などに関する基準が規定されており、これらいわゆる仕様規定に関しても、電気事業法における同等性を担保する必要がある。

したがって、各種仕様規定について、現行の電気事業法に同様の規制があるものに関しては、保安水準の同等性を確認する。現行の電気事業法に同様の規制がないものに関しては、電気事業法への取込みの可否を検討する。

### （3）安全性確保のための検査制度等の同等性

建築基準法と電気事業法では、風力発電設備に関する検査等の制度が異なっている（電力安全小委員会資料4ページ）ため、両法における安全性確保のための検査制度等に関する同等性について、確認する。

## 2. スケジュール及び審議事項について

※1. (1) ①が可能であり、かつ一本化すると結論が得られる場合のスケジュール及び審議事項のイメージであり、検討状況によってはこのスケジュールによらないこともあり得る。

### ○WG第1回目（平成24年12月27日）

- ・(1) について → ①に関し、産業保安監督部の審査能力の確認。
- ・(2) について → 現行電気事業法との比較、同等性の確認及び取込みの可否の検討。
- ・(3) について → 同等性の確認。
- ・その他について → 民間認証制度の検討状況の紹介。

### ○石原委員による産業保安監督部の担当者への研修会（平成24年12月27・28日）

### ○WG第2回目（平成25年1月中旬～下旬）

- ・(1) について → 研修会の結果報告、特殊な風力発電設備に関する審査体制の構築の検討、及びそれらを踏まえた①の可否についての結論。
- ・(2) 及び(3) について → 前回積み残し部分の検討・確認。
- ・その他について → 風車が電気工作物でなくなった場合の扱いの検討、諸外国における規制状況の紹介。

### ○WG第3回目（平成25年2月上旬～中旬）

- ・対応方針案とりまとめ

### ○電力安全小委員会（平成25年3月中）

- ・WG方針案の審議、結論

### ○必要に応じWGの開催（平成25年4月～8月）

- ・(1) について → 省令等の改正案及び具体的な審査マニュアルについての審議。
- ・(2) について → 省令等の改正案の審議。

### ○その後速やかに事務局における法制化作業を行った後、審査一本化